

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年3月21日
【発行者の名称】	アクシス ITパートナーズ株式会社 (AXIS IT Partners Corp.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 坂本 哲
【本店の所在の場所】	鳥取県鳥取市扇町7番地 鳥取フコク生命駅前ビル7階
【電話番号】	0857-50-0375
【事務連絡者氏名】	取締役 中原 貴之
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/">https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/</a>
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年4月18日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して投資家向け取得勧誘または特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アクシス ITパートナーズ株式会社 <a href="https://www.t-axis.co.jp/">https://www.t-axis.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役またはこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、または公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていた時は、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽でありまたは欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、または欠けていることを知っていた時は、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽でありまたは欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明した時は、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、または公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明または保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
売上高 (千円)	3,095,087	3,192,457	3,302,513
経常利益 (千円)	51,806	88,933	141,840
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△87,878	13,011	65,596
包括利益 (千円)	△87,878	13,011	65,596
純資産額 (千円)	1,215,730	1,228,741	1,294,338
総資産額 (千円)	2,394,972	2,294,452	2,299,341
1株当たり純資産額 (円)	98,439.60	4,974.65	5,240.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△7,649.58	52.67	265.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	50.76	53.55	56.29
自己資本利益率 (%)	△9.8	1.06	5.20
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	253,486	154,956	186,931
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△310,002	△63,704	△26,645
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	639,568	△166,519	△46,352
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,040,465	965,198	1,079,131
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	211 (18)	189 (22)	178 (16)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。
2. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第31期の連結財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第29期及び第30期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。
5. 当社は、2024年12月20日開催の株主総会決議により、2025年1月1日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 2 【沿革】

当社は鳥取県八頭郡河原町（現鳥取市）の町会議員であった中山明保氏がITによる地域活性化を図ろうと、同氏を創業者として1993年に設立されました。その後、1999年に現代表取締役の実父でIT技術者であった坂本直（すなお）氏が代表取締役として招聘され、2013年9月より現代表取締役坂本哲が経営を引継ぎ、現在に至っています。当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次の通りであります。

年 月	概 要
1993年9月	鳥取県八頭郡において、コンピューターソフトウェア開発、コンピューターハードウェア、ソフトウェアの販売、保守サービスを目的として、株式会社アクシスを設立（資本金10,000千円 現当社）し、システム開発及び保守運用、その他付帯サービスを開始
1998年4月	関西圏の事業展開を目的として、大阪府大阪市天王寺区に大阪オフィス開設
2000年7月	首都圏の事業展開を目的として、東京都中央区に東京オフィス開設
2001年7月	高度ネットワーク社会のインフラ構築サービスを目的として、東京都江戸川区に株式会社アクシスエンジニアリング（資本金20,000千円 現連結子会社）設立し、エンジニアリングサービスを開始
2011年6月	ISMS情報セキュリティマネジメントシステム認証取得
2013年3月	人材派遣事業を目的として、東京都江東区に株式会社アフェクト（資本金20,000千円）を完全子会社として設立
2014年5月	本店を鳥取県鳥取市に移転 地域活性化を目的として、旧本店を八頭オフィスとして開設
2014年6月	首都圏ビジネスのサポートを目的として、コールセンターを設置し、BPOサービスを開始
2014年10月	地域社会貢献として、実践的なIT人材の教育を目的に、鳥取ITアカデミー開設
2019年3月	鳥取県限定求人サイト「トリビズ」開始
2019年4月	山陰地区の展開を目的として、鳥取県米子市に米子オフィス開設
2019年9月	経営資源の集中を目的として、株式会社アフェクトを株式会社アクシスに吸収合併
2021年6月	地域課題の解決を目的として、超地域密着型生活プラットフォーム「Bird」（トリメシ、トリリスト、トリメディ等）開始
2021年8月	業容拡大を目的として、株式会社アクシスエンジニアリングを東京都中央区に移転
2021年11月	建設業向けDXの推進を目的として、鹿島建設株式会社と資本提携契約を締結
2022年9月	業容拡大を目的として、鳥取市に千代水BPOセンターを開設
2025年1月	株式会社アクシスからアクシス ITパートナーズ株式会社に商号変更

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社の株式会社アクシスエンジニアリングにより構成され、システム開発やSES (System Engineering Service)、BPO (Business Process Outsourcing) 等専門性の高い業務から、保守・運用まで一気通貫したサービスを提供し、顧客や社会のニーズをもとに、業務の効率化やサービス、ビジネスモデルの変革を推進するDX (Digital Transformation) 事業を行っております。そして、首都圏を中心に「スマートシティ構想」に基づいた都市開発が進むなか、地域固有の課題に寄り添い、地域のチカラで地域とともに、地域循環型社会を実現する「次世代スマートシティ創造企業」への変革を目指しています。

事業の内容は次の通りであります。なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (1) DX事業

##### ①システム開発及び保守運用、その他付帯サービス

IT人材の不足という課題に対し、システム開発、システム運用、保守等、専門性の高い業務の代行から、開発案件の企画・保守・運用まで一気通貫でサポートしています。当社グループのシステム開発や関連するサービスの特徴は、以下の通りです。

- ・従来のウォーターフォール型開発 (\*1) から急速に拡大するクラウド開発 (\*2) やアジャイル開発 (\*3) 等のニーズにも積極的に対応
- ・SIer (Systems Integrator) を介した派遣と受託型の準委任契約から直商流のソフトウェア開発及び様々な関連サービスの提供
- ・単発の開発業務に加えて、運用・保守までを通じたトータルソリューションサービスの提供

##### ②BPOサービス

これまで長期にわたりIT事業で培ってきたノウハウを活かし、システムヘルプデスクやPCのライフサイクル等専門性の高い業務を代行しています。企業の課題解決の提案、事業戦略にかかる業務の代行、リソース不足の解消、業務の効率化、コスト削減を実現し、お客様が中核事業に集中できるようサポートしています。

##### ③エンジニアリングサービス

当社の子会社である株式会社アクシスエンジニアリングが、ネットワークインフラ工事を核に、ネットワークやセキュリティの機器、サーバーシステム等の導入・運用・保守まで最適ソリューションの提供を行っています。特に、2021年に鹿島建設株式会社と資本提携をし、鹿島建設グループの戦略的パートナーとして、スマートシティ関連への取組、情報通信インフラソリューションの拡充、建設事業の効率化を実現するシステム構築・運用保守体制の整備等、鹿島建設グループのDX化を支援しております。

#### (2) その他事業

##### ①超地域密着型生活プラットフォーム「Bird」

超地域密着型生活プラットフォーム「Bird」は、IT技術の活用に加え、配送拠点や配送網を独自に構築・運営することにより、鳥取県内で、特にラストワンマイルと言われる局所に対して、それぞれ加盟いただいている地域のスーパーやお店の品物をインターネット上で買い物できるサービス「トリスト」、地元に根ざした人気店のお料理をインターネット上で注文できるサービス「トリメシ」、薬局と連携し処方薬をご自宅へ配達することで、薬局の待ち時間を有効活用できるサービス「トリメディ」を、地元の企業と連携して生活向上に資するサービスとして住民等に提供することで、大手企業には手掛けにくい地域に密着したサービスを展開しております。

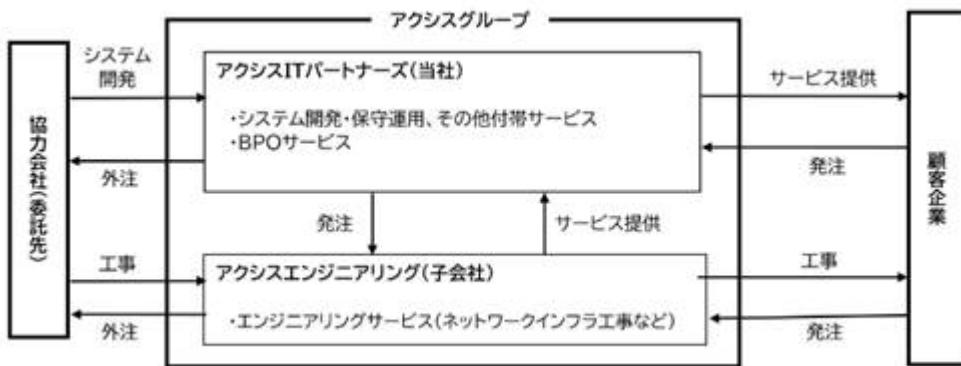
##### ②その他

地域社会貢献として、実践的なIT人材の育成を目的とした専門スクール「鳥取ITアカデミー」や、鳥取県に特化した総合求人サイト「トリビス」の運営も行っております。

また、CSRの一環として、地域のフードロス課題の解決と、子ども食堂の支援を目的に地域のイベントに出店する「Axisのやさいマルシェ」と、ご自宅に職場に規格外野菜・余剰野菜の定期便をお届けする「Axisのやさい定期便」を展開しています。

- (\*1) ソフトウェア開発の各プロセスにおいて、あらかじめ決めた順番に従い着実に各工程の開発を進めていく開発手法
- (\*2) クラウドサービス環境を開発基盤にして、システムやアプリケーションを開発すること
- (\*3) システムやソフトウェア開発におけるプロジェクト開発手法の1つであり、文字通り「素早く」開発を行う方法で、要件定義、設計、開発、テスト、リリースの工程を繰り返し行い、機能をプラスアップしながらプロダクトを完成させる開発手法

(事業系統図)



#### 4 【関係会社の状況】

2024年8月31日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 または被 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アクシスエンジニアリング（注）	東京都中央区	20,000	通信設備工事事業	100.0	役員の兼任（1名） 当社がシステム開発を受託 しています。 当社から電気工事の委託を しています。

(注) 株式会社アクシスエンジニアリングは売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

#### 主要な損益情報等

(1) 売上高	678,897千円
(2) 経常利益	33,842千円
(3) 当期純利益	22,996千円
(4) 純資産額	117,267千円
(5) 総資産額	409,028千円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。なお、会社別の従業員数は以下の通りであります。

2025年2月28日現在

会社名	従業員数 (人)
アクシスＩＴパートナーズ株式会社	149 (17)
株式会社アクシスエンジニアリング	19 (1)
合 計	168 (18)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
149 (17)	37.2	7.8	4,581

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度（2023年9月1日～2024年8月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等のもとで緩やかな回復が続きましたが、世界的な金融引締め等による海外景気の下振れが依然として我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に注意が必要な状況が継続しました。

当社の属する情報・通信サービス産業については、コロナ禍で抑制されていた老朽設備の維持・更新投資を中心に企業の投資意欲は底堅く、昨今重要性が高まっているDX推進をはじめとした情報化投資の拡大傾向も継続しました。

一方で、世界的な物価上昇に伴う個人消費の減少やロシア・ウクライナ問題の長期化に伴う地政学リスク等、先行き不透明感もあり、市場の成長に減速もみられました。

このような環境下において、更なる挑戦によって事業成長を加速し、大きな飛躍を目指して取り組んで参りました。

#### <DX事業>

売上高は3,263,235千円（前連結会計年度比2.5%増）となりました。

そのうち、システム開発及び保守運用、その他付帯サービスにおきましては、企業の課題解決・DX推進の支援と、受注体制の整備に向けた、開発・保守パートナー企業の活用拡充をすることで、鹿島建設グループ及び既存顧客への取り組み推進を可能とし、案件を安定的に受注する等順調に推移いたしました。

BPOサービスにおきましては、顧客の業務DX推進への当社の対応要員の増加やチーム体制を整え、運用基盤強化を進めたことで、顧客のITツール・サービスの運用サポート業務の拡大や、顧客の業務拡大に伴うソフトウェア（パッケージ）・アプリケーションの維持メンテナンス/保守サポート業務の拡大が可能となり、受付業務（コンタクト）をベースとした業務サポートも継続的に取り組むことで、堅調な業績推移を達成することができました。

エンジニアリングサービスにおきましては、ネットワークインフラ工事関連で、既存請負体系による案件受注に加え、鹿島建設案件の獲得や、スマートホテル（※）化が進行する潮流を捉えた大型ホテル案件の獲得等により、堅調な実績の積み上げができました。※（スマートホテル（ICTやAI、IoT等の先端情報技術を活用してホテルの機能やサービスの効率化・高度化をはかった、新しいタイプのホテルのこと））

#### <その他事業>

売上高は39,278千円（前連結会計年度比311.1%増）となりました。

Bird事業のサービス展開につきましては、新規登録会員者数や加盟店の増加のほか、予てより取り組んでいる本サービスの自治体向け展開において、委託案件や実証実験に関連する案件の受注により、大幅に伸長いたしました。

これらの結果、売上高は3,302,513千円（前連結会計年度比3.4%増）となり、営業利益116,640千円（前連結会計年度は営業損失76,425千円）、経常利益141,840千円（前連結会計年度59.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は65,596千円（前連結会計年度比404.1%増）となりました。

なお、当社グループは、報告セグメントは単一のため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,079,131千円となり前連結会計年度と比べ113,932千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は186,931千円となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益93,374千円、減損損失48,466千円、減価償却費55,749千円、売上債権の減少額30,302千円等、主な減少要因は仕入債務の減少12,977千円、法人税等の支払額27,675千円等であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は26,645千円となりました。主な増加要因は敷金の回収による収入3,941千円等、主な減少要因は有形固定資産の取得による支出10,778千円、無形固定資産の取得による支出13,696千円等であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は46,352千円となります。主な増加要因は長期借入による収入50,000千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出94,813千円等であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、記載を省略しています。

### (2) 受注実績

当社グループの事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次の通りであります。なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業区分	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	前年同期比 (%)
DX事業	3,263,235	102.5
その他事業	39,278	411.1
合計 (千円)	3,302,513	103.4

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)		当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
鹿島建設株式会社	839,193	26.3	818,776	24.8
株式会社カジマアイシーティ	356,520	11.2	363,255	11.0

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは「次世代スマートシティ創造企業」に向けて事業を推進しております。その実現に向けて、私たちは現在、3つの領域で事業に取り組み、次の点を経営目標の中心に据え、取り組んで参ります。

#### (1) 事業推進

これまで、3つの領域におけるDX事業（建設、企業・地域、脱炭素）での成長を図って参りました。特に、建設DXの分野では鹿島建設株式会社との資本業務提携により、事業を堅調に伸長させております。今後は、同社との協業を更に推進するとともに、同社の売上構成比率低減に向け、他建設会社へのアプローチを進め、事業拡大を目指して参ります。新規事業では、地域内店舗と顧客をつなぐラストワンマイルの役割を担うことで地域活性化を図る超地域密着型生活プラットフォーム「Bird」の事業化に注力しております。特に自治体との実証実験が活発化する等、早期収益化に向けた展開を積極的に取り組んでいます。

（Bird事業：IT技術の活用に加え、配送拠点や配送網を独自に構築することにより、鳥取県内、特にラストワンマイルと言われる局所に対しても、地元の企業と連携して生活向上に資するサービスを提供するもの）

#### (2) 経営基盤（製造・人材・マネジメント）

製造の面では行程管理の強化を目的に、APMF（Axis Process Management Framework）（\*）の定着化とプロセス改善・ソフトウェア強化に取り組んで参りました。今後も引き続き運用の定着を図って参ります。

人材育成においては、2023年にタレントマネジメントシステムの構築に向けた活動をスタートさせ、特にエンジニアの育成に注力して参りました。より成長を加速するため、昨期までの取組（人材育成、タレントマネジメントの推進）を強化し、人材ビジョンに基づく教育カリキュラムの開発と実施、及び運用の定着を図り、人材の評価と最適化の実現を目指して参ります。

マネジメントにおいては、中期経営計画に基づき、基幹システムの活用を軸とした計画マネジメント（計画、分析、対策）の定着とKPI管理レベルの向上による予実管理の強化を推進しております。同時に、今後一層の取組推進を図り、徹底的なDX（業務改善）による業務改善を推進し、業務効率化とそれに伴う利益の創出を目指して参ります。

（\*）APMF（Axis Process Management Framework）：受注請負契約、準委任（SES）+請負のような多段階契約のプロジェクトについて、そのプロセス管理のフレームワークとしてこれを基準に工程・品質管理を行うこと。

## 4 【事業等のリスク】

発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

### (1) ソフトウェア開発市場の動向について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループの主要な事業の1つであるDX事業は、主にソフトウェア開発やシステム保守・運用、BPOサービス等を顧客に提供しております。当社グループでは、開発における品質意識の高まりやIT人材不足等の社会的要請を背景に拡大傾向にあり、当社グループは、今後もこの傾向は継続するものと見込んでおりますが、ビジネスモデル、取引先の動向やユーザーのニーズ、市場環境の動向等が想定と大きく異なった場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 競合について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが属する情報・通信業界においては、技術革新のスピードが速く、急速な技術変化に伴い、クライアントのニーズも著しく変化しております。当社グループはこれらに対応すべく、地方人材を採用するとともに、より優秀な人材を育てながら事業を推進して参ります。しかしながら、新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合や、競合する他社において革新的な技術が開発された場合、当社グループの競争力が低下する要因となり、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 特定企業の業績への依存について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、複数の企業との取引拡大を進めている一方で、鹿島建設グループへの売上比率が3割程度と相対的に高く、同企業との取引は業績に大きな影響を与えます。当社グループは同企業との資本提携を締結しており、また必要に応じて戦略提携やその他の措置で取引を継続していますが、もし同社との契約を変更または解消等しなければならなくなつた場合、当社グループの経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) システム障害について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが提供する事業は、通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが提供するサービスは、外部クラウドサーバーにて提供しており、地震等の自然災害、電力不足、停電、通信障害、テロ等の予見し難い事由により、停止あるいは遅延等の影響を受ける可能性があります。また、コンピュータクラッキング、コンピュータウイルス、人的過失及び顧客企業等の偶発的あるいは故意による行為等に起因するサービスの中断も、当社グループのサービスの提供を妨げる可能性があります。サービスの提供が中断し当社グループの信用失墜または事業機会の逸失が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 自然災害について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

大規模な地震等の自然災害や事故等、当社による予測が不可能かつ突発的な事由によって、事業所等が壊滅的な損害を被る可能性があります。このような自然災害に備え、拠点の地域分散、従業員安否確認手段の整備、オフィスでの備蓄食料・生活物資の確保、無停電電源装置の確保等に努めておりますが、想定を超える自然災害が発生する場合は、当社グループの事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、災害等の発生によって、電力等の使用制限による社会インフラ能力の低下、個人消費意欲の低下といった副次的な影響により、顧客企業の事業活動の抑制につながる可能性があり、そのような場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 人材の確保と育成について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、ソフトウェアの開発における企画から開発、保守、運用まで行っているため、これらに精通した

経験豊富な有能な人材の確保と育成が重要な課題になります。当社グループは、今後も優秀な人材を継続的に採用し、充実した教育カリキュラムにより育成していく方針ですが、当社グループが必要とする人材の確保が計画どおりに進まない場合には、事業上の制約要因になる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の代表取締役である坂本哲は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案やその遂行において重要な役割を担っております。当社グループは特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務遂行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、未だ成長途上にあると考えており、今後の事業及び経営成績を予測するうえで必要な経験等が十分に蓄積されていないものと考えております。このため、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業規模の拡大に合わせて内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模に応じた内部管理体制の整備に遅れが生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、当社グループで開発されたソフトウェアにかかる知的財産権について、特許、ライセンス及び他の知的財産権（以下、「知的財産権」と総称します。）の申請及び申請後の登録や維持管理を行っております。また、事業運営の際に第三者の知的財産権侵害等が起こらないような管理体制を構築しておりますが、第三者の知的財産権に抵触しているか否かを完全に調査することは極めて困難であります。このため、知的財産権侵害とされた場合には、損害賠償の請求、当該知的財産権の使用に対する対価の支払いまたはサービスの停止等が発生する可能性があり、その際には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟、係争の可能性について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループでは、本書公表日現在において係争中の訴訟案件が1件存在します（第6「経理の状況」注記事項の偶発債務参照）。現時点で結果を予測することは困難ではありますが、当社グループに不利な結果が生じた場合は、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策に関するリスク

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えております。株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、本書公表日現在において配当実施の可能性及び実施は未定であります。

(12) 担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当

社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1ヵ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

#### ＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。）

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

##### a 次の(a)から(c)に定める書面

###### (a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

###### (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

###### (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

##### b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

#### ③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律

に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) または (b) に定める場合に従い、当該 (a) または (b) に定める事項に該当すること。
  - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由または同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

## ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の (a) または (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併またはi からvii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a からgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てる場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑯ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。

⑳ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつた時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### 資本提携契約書

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
アクシスＩＴパートナーズ株式会社	鹿島建設株式会社	日本	2021年11月26日	2021年11月26日から 当契約が解除されるまで	1. 出資及び事業協力 (協力内容) ①システム構築・運用 保守体制の充実化 ②情報通信工事の機能 強化 ③IT人材教育 2. 他の契約の制限 本契約の履行を妨げ ることとなる契約の締 結又は合意を行わない 事

## 6 【研究開発活動】

「Bird」サービスにおいて、自治体向け実証実験にかかる研究開発費用として、2,179千円を計上しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するに当って、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成に当って用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第6 経理の状況 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当連結会計年度末における総資産は前連結会計年度末に比べ4,888千円増加し、2,299,341千円となりました。流動資産は1,634,388千円となり、前連結会計年度末に比べ96,072千円増加いたしました。その主な内訳は、現金及び預金が116,933千円増加、売掛金が80,233千円増加、契約資産が119,422千円減少したものであります。固定資産は664,953千円となり、前連結会計年度末に比べ91,183千円減少いたしました。その主な内訳は建物及び構築物が31,183千円減少、工具、器具及び備品が10,897千円減少、ソフトウェアが27,989千円減少、敷金が8,523千円減少したものであります。

#### (負債)

当連結会計年度末における負債は1,005,002千円となり、前連結会計年度末に比べ60,707千円減少いたしました。流動負債は574,330千円となり、前連結会計年度末に比べ14,398千円減少いたしました。その主な内訳は、買掛金が12,977千円減少、1年内返済予定の長期借入金が4,882千円減少、未払消費税等が20,487千円増加、契約負債が8,956千円減少、賞与引当金が4,809千円減少したものであります。固定負債は430,672千円となり、前連結会計年度末に比べ46,309千円減少いたしました。その主な内訳は長期借入金が39,931千円減少、退職給付に係る負債が4,776千円増加、資産除去債務が8,032千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は1,294,338千円となり、前連結会計年度末に比べ65,596千円増加しました。これは利益剰余金の増加によるものであります。なお、自己資本比率は56.29%となりました。

### （3） 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載の通りであります。

### （4） キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

### （5） 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載の通りであります。

### （6） 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要は主に開発費及び事業運営費であり、これらの費用は、通常の営業活動によるキャッシュ・フローから得た自己資金のほか、社債、銀行借入により調達し、自己資金は、すべて銀行預金とし、資金の流動性を確保しております。

### （7） 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載の通りであります。

### （8） 運転資本

上場予定日（2025年4月18日）から12カ月間の当社の運転資本は、自己資本により十分に確保されております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、36,750千円であります。その主なものは、本社レイアウト変更による改装工事（3,892千円）、DX事業の自社利用ソフトウェア開発（19,875千円）、その他事業の自社利用ソフトウェア開発（2,647千円）等であります。

なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

#### （1）発行者

2024年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地 (面積m <sup>2</sup> )	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (鳥取県鳥取市)	事業用社屋	54,548	10,197	—	8,933	1,399	75,077	109 (17)
東京オフィス (東京都港区)	事業用社屋	69,923	8,935	—	43	116	79,019	41 (1)
Next. (鳥取県鳥取市)	事業用社屋	149,865	4,706	3,344 (245.7)	—	—	157,916	8 (1)

（注）1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（）内外数で記載しております。

3. 当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### （2）国内子会社

2024年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
株式会社アクシスエンジニアリング	本社 (東京都中央区)	事業用社屋	18,436	4,412	37,384	13,640	73,873	20 (1)

（注）1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（）内外数で記載しております。

3. 当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数 (2024年8月31日) (株)	公表日現在発行数 (2025年3月21日) (株)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,000	13,000	12,350	247,000	非上場	単元株式数は100株であります
計	260,000	13,000	12,350	247,000	—	—

(注) 1. 2024年12月20日開催の臨時株主総会により、2025年1月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割に

伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は247,000株増加し、260,000株となっております。

2. 2024年12月20日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況

	最近事業年度末現在 (2024年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数（個）	1,000,000	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,000	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	—
新株予約権の行使期間	2023年12月1日～2034年3月15日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	390,000	—
新株予約権の行使の条件	2023年8月期～2027年8月期までのいずれかの期において連結損益計算書に記載された営業利益が420百万円を超過した場合	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、またはその他の処分をすることができない。ただし、本信託契約に基づく受益者に対する給付はこの限りでない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合で、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定める場合に、特定組織再編行為の効力発生直後の発行会社が、特定組織再編行為の効力発生日前に、受託者に対し受託者所定の様式により、信託管理人兼受益者指定権者の地位の就任を承諾した場合には、再編対象会社を信託管理人兼受益者指定権者として適用される。	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は0.001株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権は、2024年12月27日に全部放棄されました。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月30日 (注) 1	1,300	11,800	252,343	292,343	252,343	252,343
2022年8月26日 (注) 2	550	12,350	118,250	410,593	118,250	370,593
2025年1月1日 (注) 3	234,650	247,000	—	410,593	—	370,593

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格 388,220円 資本組入額 504,686千円

主な割当先 鹿島建設株式会社

2. 有償第三者割当 発行価格 430,000円 資本組入額 236,500千円

主な割当先 株式会社山陰合同銀行、株式会社鳥取銀行

3. 株式分割 (1:20) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	—	4	—	—	12	18	—
所有株式数 (単元)	—	110	—	1,530	—	—	830	2,470	—
所有株式数 の割合 (%)	—	4.45	—	61.94	—	—	33.60	100.00	—

(注) 2024年12月20日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載の通りです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	
議決権制限株式（その他）	—	—	
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 247,000	2,470	
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	247,000	—	
総株主の議決権	—	2,470	

(注) 2024年12月20日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年3月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	受託者 コタエル信託株式会社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行 (処分) 株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行 (処分) 株式数}}$$

2. 新株予約権は、2024年12月27日に全部放棄されました。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、開発体制の強化、人材採用・教育の強化のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図っていく予定であります。

当連結会計年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質を強化し、必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

#### 5 【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	坂本 哲	1975年6月21日	1993年4月 1993年10月 2001年7月 2011年10月 2013年3月 2013年9月 2016年1月 2017年4月	株式会社笛本電設入社 株式会社ファシリティサービス入社 株式会社アクシスエンジニアリング代表取締役 当社取締役 株式会社アフェクト代表取締役 当社代表取締役（現任） AXIS SOFTWARE DEVELOPMENT PHIL. CO取締役 株式会社シーセブンハヤブサ取締役（現任）	(注) 4	(注) 3	148,800 (注) 6
専務取締役 SX事業部担当 SX事業部事業部長 エンジニアリング 部担当 エンジニアリング 部部長 ソーシャルプラット フォーム部担当 BPO部担当 営業推進部担当 PMオフィス担当	宮本 徹	1978年3月7日	1997年10月 1999年6月 2002年4月 2015年11月 2018年9月 2019年6月 2024年9月	株式会社ビーテック入社 有限会社翔栄通信入社 有限会社アクシスエンジニアリング取締役 当社取締役 当社専務取締役（現任） 株式会社アクシスエンジニアリング代表取締役（現任） エンジニアリング部担当（現任） ソーシャルプラットフォーム部担当（現任） BPO部担当（現任） 営業推進部担当（現任） PMオフィス担当（現任）	(注) 4	(注) 3	38,000 (注) 6
取締役 総務部担当 総務部長 経理部担当	中原 貴之	1966年4月20日	1990年4月 2020年11月 2022年8月 2022年9月 2022年9月	三井リース事業株式会社（現JA三井リース 株式会社）入社 当社監査役 当社監査役辞任 当社取締役（現任） 総務部担当（現任） 経理部担当（現任）	(注) 4	(注) 3	—
取締役 サテライト事業部 担当 システム事業部担 当 ITA部担当 ITA部部長	横田 隆	1967年12月14日	1990年4月 1991年1月 2000年4月 2001年5月 2005年7月 2012年9月 2015年3月 2017年9月 2018年3月 2019年9月 2023年9月	株式会社ソーテック入社 アクセルテクノロジーズ日本支社入社 株式会社トーメンエレクトロニクス入社 株式会社ソーテック入社 マイクロメイツ入社 株式会社ジーイーエヌ入社 当社入社 当社執行役員 株式会社アフェクト取締役社長 当社取締役（現任） サテライト事業部担当（現任） システム事業部担当（現任） ITA部担当（現任）	(注) 4	(注) 3	3,800
取締役	山下 香世	1963年1月30日	1981年4月 1982年10月 1985年5月 1994年1月 2000年2月 2012年3月 2013年9月 2017年8月 2022年9月 2024年7月	日本ピストンリング株式会社入社 株式会社白石安全自動車入社 シンコーエンジニアリング株式会社入社 プラスコープ開業 当社入社 当社管理統括本部マネージャー 当社取締役 株式会社アクシスエンジニアリング取締役 当社非常勤取締役（現任） 株式会社ジェイド取締役（現任）	(注) 4	(注) 3	13,600 (注) 6

取締役	佐藤 宏	1951年9月26日	1975年4月 2000年7月 2001年6月 2004年6月 2005年4月 2006年3月 2007年4月 2007年7月 2007年12月 2010年4月 2014年3月 2015年4月 2016年10月 2019年6月 2022年3月	住友電気工業株式会社入社 株式会社ネットマークス転籍 株式会社ネットマークス執行役員 同社取締役執行役員 同社取締役常務執行役員 員本テレコムネットワークシステムズ株式会社取締役 株式会社ネットマークス取締役副社長 株式会社プロスタッフ取締役 株式会社ネットマークス代表取締役副社長 同社代表取締役社長 ニニアデックス株式会社取締役副社長 同社顧問 株式会社インテリジェントウェイブ社外監査役 株式会社テリロジー社外監査役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	(注) 3	—
常勤監査役	松岡 正浩	1964年5月17日	1988年4月 2006年2月 2022年9月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 株式会社鳥取銀行入社 当社監査役（現任）	(注) 5	(注) 3	—
監査役	池原 浩一	1978年1月5日	2001年10月 2011年1月 2015年3月 2016年3月 2016年3月 2020年11月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 池原公認会計士事務所開業（現任） 日本セラミック株式会社社外監査役 日本セラミック株式会社社外監査等委員（現任） 株式会社グラッドキューブ社外監査役（現任） 当社社外監査役（現任）	(注) 5	(注) 3	—
監査役	南 健	1968年1月15日	1990年4月 2004年10月 2005年8月 2011年4月 2013年4月 2013年11月 2016年12月 2017年11月 2019年2月 2019年3月 2021年4月 2021年11月 2022年2月 2023年6月 2024年4月	日本生命保険相互会社入社 東京中小企業投資育成株式会社入社 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社取締役 同社取締役CFO 響きパートナーズ株式会社入社 同社取締役 同社取締役副社長 デラウェーブ株式会社取締役 同社代表取締役社長 株式会社タスキ社外監査役 株式会社Epsilon Molecular Engineering社外取締役（現任） 株式会社カンフォーラ代表取締役社長（現任） 当社社外監査役（現任） 株式会社人機一体社外取締役（現任） 株式会社タスキホールディングス社外監査役（現任）	(注) 5	(注) 3	—
計							204,200

- (注) 1. 取締役 佐藤宏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 南健、池原浩一は、社外監査役であります。  
 3. 2024年8月期における役員報酬の総額は78,438千円を支給しております。  
 4. 取締役の任期は2024年12月20日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
 5. 監査役の任期は2024年12月20日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
 6. 資産管理会社における保有分を含めて記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「情熱で未来を変える- 人・地域・社会 -」というミッションを掲げて、今後もIT業界における 課題の解決及び地域社会問題の解決に貢献していくために、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化による経営の健全性と透明性を確保し、コンプライアンスを重視した経営に努めております。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### a. 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として取締役会、監査役会を設置しております。当社の各機関の内容は以下の通りであります。

###### (a) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書公表日現在、取締役 6名（うち社外取締役 1名）で構成されております。取締役会は、原則として月 1回の定時取締役会や四半期に 1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

###### (b) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書公表日現在、監査役 3名（うち社外監査役 2名）で構成されております。監査役会は、原則として月 1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と隨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

###### (c) 内部監査室

当社グループは、代表取締役直轄の内部監査室（2名）を設置し、監査役と連携を図り、内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、グループ全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。

##### b. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

なお、監査役 3名のうち 2名を社外監査役として選任しております。社外監査役は、取締役会及び経営陣に対して独立した立場で積極的に意見を述べており、実効性の高い監査役会を構築しております。

#### ③ 企業統治に関するその他の事項

##### a. 内部統制システムの整備状況

今後、当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行う予定です。また、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を決議し、事業規模に即した適正な内部統制システムを構築しており、概要は次の通りであります。

###### (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、当

社グループ内に周知・徹底し、取締役がこれを遵守しております。

当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、リスク・コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「リスク・コンプライアンス委員会年間計画書」を作成のうえ、取締役会で報告し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進しております。

当社は、当社グループの取締役による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令をはじめ「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクについて、網羅的、体系的な管理を行っております。

当社は、リスク管理を推進するためにリスク管理担当役員を置き、リスク管理担当部署を総務部とし、事業活動における各種リスクの回避、軽減等を講じる体制を強化しております。

当社は、事故等が発生した場合の報告体制及び緊急時対応体制を構築し、適切かつ迅速に対処しております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「中期経営計画」と「年間経営計画」を策定し、それに基づいた各部門運営及び予実管理を行っております。

各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、取締役の職務・権限・責任を明確にするほか、これらの規程に則った適正な権限委譲を行っております。

取締役の情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの使用人の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社グループ内に周知・徹底し、使用人がこれを遵守しております。

当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、リスク・コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「リスク・コンプライアンス委員会年間計画書」を作成のうえ、取締役会で報告し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進しております。

当社は、当社グループの使用人による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

(f) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するため、情報共有を目的とした会議を定期的に開催するとともに、子会社の業務執行に係る重要事項については、報告または当社の承認を得ることを求める管理を行っております。

当社グループにおけるリスク管理体制を有効に機能させるため、「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」を定め、これらの規程に則った適切な管理を行っております。

子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理に係る事項を「関係会社管理規程」として定め、この規程に則った子会社の適切な管理及び運営を行っております。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から監査業務遂行補助のため、使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ適切な体制を講じております。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動について、監査役の同意を必要としております。

前号の使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとしております。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不明の行為または法令・定款に違反する重大な事実を発見した時には、「内部通報制度規程」に則り当該事実を監査役に報告するものとしております。

当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められた時には、速やかに当該業務執行の内容を報告するものとしております。

当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為を発見した時には、当社監査役のほか、内部通報窓口に報告することができるものとしております。総務部は監査役へ内部通報の受付及び対応状況を定期的に報告するものとしております。なお、経営に与える影響等を考慮のうえ、必要と判断した時や監査役が求めた場合には、速やかに報告するものとしております。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な意見交換を行う機会を確保することにより、監査役の監査の実効性の向上に努めております。

内部監査人は、監査役と定期的な情報交換を行う等緊密な連携を保ち、監査役が監査役監査に関して協力を求める時には、監査役が実効的な監査を行うことができるよう、努めしております。

監査役が実効的な監査業務のために必要と判断した場合には、弁護士等専門家の意見を聴取するものとしております。

b. リスク管理体制の整備状況

当社では、内部統制システムの基本方針においてリスク管理の基本方針を定めて、以下の組織体制により、当社グループにおいて想定されるリスクに的確に対応できるよう努めしております。

(a) リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理に関する重要事項については、リスク・コンプライアンス委員会において審議決定を行っております。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、総務部担当取締役を副委員長、各管掌取締役及び各部門長をメンバーとして、原則として四半期ごとに開催しております。

(b) リスク管理担当取締役

総務部担当取締役は、役職員から総務部へ具申されたリスク及び管理全般を推進・統括するとともに全部門に対してリスク管理の強化、推進に必要な改善を指示しております。

(c) リスク管理事務局

総務部は、リスク管理事務局として当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、リスク・コンプライアンス委員会に付議または報告しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

企業集団全体の企業価値の向上を図るべく親会社と子会社間での指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながら企業集団全体としての業務適正化を図っております。また、企業集団内で横断的な会合を開催することで、企業集団内での情報共有や意見交換等を行い、連携を図っております。子会社については、当社の役職員が取締役または監査役として就任し、子会社の業務執行状況を監視できる体制を構築しております。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（これらの者であった者を含む）の責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任額としております。

f. 取締役の定数

取締役の員数は10名以内とする旨を定款で定めております。

g. 取締役の選任の決議要件及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

解任決議について、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

h. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 中間配当

当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(b) 自己株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

j. 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

支配株主との取引が生じる場合には、一般的の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議のうえ、その取引金額の多寡にかかわらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

④ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	64,278	64,278	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	6,960	6,960	—	—	1
社外役員	7,200	7,200	—	—	3
計	78,438	78,438	—	—	9

⑤ 会計監査の状況

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項に基づき、監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は柴田 篤氏及び有岡 照晃氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他13名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士その他補助者との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
計	16,000千円	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2023年9月1日から2024年8月31日まで）の連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	999,923	1,116,857
売掛金	317,912	398,146
契約資産	168,012	48,590
商品及び製品	1,403	1,303
仕掛品	9,538	11,929
原材料及び貯蔵品	420	309
前払費用	43,138	56,771
その他	1,540	480
貸倒引当金	△3,575	—
<b>流動資産合計</b>	<b>1,538,315</b>	<b>1,634,388</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	※1 459,467	※1 450,032
減価償却累計額	△93,690	△115,439
建物及び構築物 (純額)	365,777	334,593
機械装置及び運搬具	1,772	1,772
減価償却累計額	△1,385	△1,655
機械装置及び運搬具 (純額)	387	116
工具、器具及び備品	153,410	151,822
減価償却累計額	△110,259	△119,569
工具、器具及び備品 (純額)	43,150	32,252
土地	※1 13,858	※1 13,858
リース資産	6,996	6,996
減価償却累計額	△4,197	△5,596
リース資産 (純額)	2,798	1,399
<b>有形固定資産合計</b>	<b>425,972</b>	<b>382,221</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	74,808	46,818
その他	26,241	12,650
<b>無形固定資産合計</b>	<b>101,049</b>	<b>59,468</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	40,900	40,900
長期貸付金	5,100	4,000
繰延税金資産	72,953	75,725
敷金	108,832	100,308
その他	6,329	6,329
貸倒引当金	△5,000	△4,000
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>229,114</b>	<b>223,263</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>756,136</b>	<b>664,953</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,294,452</b>	<b>2,299,341</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	166,422	153,445
短期借入金	※2 100,000	※2 100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 87,316	※1 82,434
リース債務	1,539	1,539
未払金	90,055	86,972
未払法人税等	22,805	24,516
未払消費税等	20,507	40,994
契約負債	25,101	16,145
賞与引当金	49,984	45,175
修繕引当金	2,566	—
その他	22,430	23,107
<b>流動負債合計</b>	<b>588,729</b>	<b>574,330</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	※1 385,261	※1 345,330
リース債務	1,539	—
退職給付に係る負債	52,868	57,644
資産除去債務	31,613	23,581
その他	5,699	4,117
<b>固定負債合計</b>	<b>476,981</b>	<b>430,672</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,065,710</b>	<b>1,005,002</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	410,593	410,593
資本剰余金	370,593	370,593
利益剰余金	447,554	513,151
<b>株主資本合計</b>	<b>1,228,740</b>	<b>1,294,337</b>
<b>新株予約権</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,228,741</b>	<b>1,294,338</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,294,452</b>	<b>2,299,341</b>

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
売上高	※1 3,192,457	※1 3,302,513
売上原価	2,172,946	2,281,119
売上総利益	1,019,510	1,021,394
販売費及び一般管理費	※2,※3 1,095,935	※2,※3 904,753
営業利益または営業損失 (△)	△76,425	116,640
営業外収益		
受取利息	95	67
受取配当金	350	420
受取家賃	3,760	4,587
補助金収入	113,121	13,011
雇用助成金・奨励金	7,920	4,267
保険解約返戻金	43,180	—
キャッシュバック収入	—	3,130
雑収入	4,652	2,369
貸倒引当金戻入額	5,000	1,000
営業外収益合計	178,080	28,853
営業外費用		
支払利息	3,095	3,099
訴訟和解金	8,400	—
固定資産除却損	※4 1,129	※4 218
事故関連損失	—	184
雑損失	97	149
営業外費用合計	12,722	3,652
経常利益	88,933	141,840
特別損失		
減損損失	※5 45,124	※5 48,466
特別損失合計	45,124	48,466
税金等調整前当期純利益	43,808	93,374
法人税、住民税及び事業税	29,788	30,549
法人税等還付税額	△5,177	—
法人税等調整額	6,185	△2,772
法人税等合計	30,796	27,777
当期純利益	13,011	65,596
親会社株主に帰属する当期純利益	13,011	65,596

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
当期純利益	13,011	65,596
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	13,011	65,596
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,011	65,596

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	410,593	370,593	434,543	1,215,729	1	1,215,730
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,011	13,011		13,011
当期変動額合計	—	—	13,011	13,011	—	13,011
当期末残高	410,593	370,593	447,554	1,228,740	1	1,228,741

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	410,593	370,593	447,554	1,228,740	1	1,228,741
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			65,596	65,596		65,596
当期変動額合計	—	—	65,596	65,596	—	65,596
当期末残高	410,593	370,593	513,151	1,294,337	1	1,294,338

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	43,808	93,374
減価償却費	65,453	55,749
敷金償却	5,380	5,380
固定資産除却損	1,129	218
減損損失	45,124	48,466
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,424	△4,575
賞与引当金の増減額（△は減少）	49,984	△4,809
修繕引当金の増減額（△は減少）	2,566	△2,566
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	5,534	4,776
補助金収入	△113,121	△13,011
雇用助成金・奨励金	△7,920	△4,267
保険解約返戻金	△43,180	—
受取利息及び受取配当金	△445	△487
支払利息	3,095	3,099
訴訟和解金	8,400	—
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	△54,682	30,302
棚卸資産の増減額（△は増加）	11,828	△2,180
仕入債務の増減額（△は減少）	11,827	△12,977
その他	△1,633	3,455
小計	31,724	199,948
補助金の受取額	113,121	13,011
雇用助成金・奨励金の受取額	7,920	4,267
保険解約返戻金の受取額	43,180	—
利息及び配当金の受取額	445	478
利息の支払額	△3,102	△3,099
訴訟和解金の支払額	△8,400	—
法人税等の支払額	△29,934	△27,675
営業活動によるキャッシュ・フロー	154,956	186,931
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△9,000	△9,000
定期預金の払戻による収入	6,000	6,000
有形固定資産の取得による支出	△16,735	△10,778
有形固定資産の除却による支出	△163	—
資産除去債務の履行による支出	—	△3,780
無形固定資産の取得による支出	△73,792	△13,696
投資有価証券の取得による支出	△39,500	—
貸付けによる支出	△756	—
貸付金の回収による収入	5,403	1,465
保険積立金の解約による収入	64,642	—
敷金の差入による支出	—	△798
敷金の回収による収入	198	3,941
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,704	△26,645
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△64,980	△94,813
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,539	△1,539
社債の償還による支出	△100,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△166,519	△46,352
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△75,266	113,932
現金及び現金同等物の期首残高	1,040,465	965,198
現金及び現金同等物の期末残高	※ 965,198	※ 1,079,131

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社アクシスエンジニアリング

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

a 子会社株式

移動平均法による原価法

b その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

a 商品・製品・原材料・仕掛品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

連結子会社は個別法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

a 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

b その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

#### ③ 修繕引当金

建物の修繕に要する支出に備えるため、その見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

#### ①システム受託開発

システム受託開発については、請負契約により顧客仕様のソフトウェア開発を行っております。ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足していくものと判断しており、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

#### ②運用支援・クラウドシステム・保守サービス

運用支援・クラウドシステム・保守サービスについては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ③ネットワークインフラ構築

ネットワークインフラ構築（機器の据付等を含む。）については、役務提供完了後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

#### ④再生可能エネルギー関連システム及び製品の開発・導入サービス

再生可能エネルギー関連システム及び製品の開発・導入サービスについては、システム及び製品の開発・導入の進捗により履行義務が充足していくものと判断しており、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

#### ⑤超地域密着型生活プラットフォーム

超地域密着型生活プラットフォームについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ⑥情報通信設備工事

情報通信設備工事については主に請負契約により電気工事及び電気通信工事を行っております。

請負契約においては、工事の進捗により履行業務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

準委任契約においては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### ⑦その他の付随する製品・サービスの提供

その他の付随する製品・サービスの提供については、製品の利用及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

## 1. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	72,953	75,725

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づいた課税所得により回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	425,972	382,221
無形固定資産	101,049	59,468
減損損失	45,124	48,466

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産について、資産または資産グループから得られる営業損益の継続的なマイナス、または継続的なマイナスの見込等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定には将来キャッシュ・フローの見積金額を用いており、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローを算出するに当っては、事業計画を基準として合理的な見積りを行っております。

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合は、減損処理が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

## 1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式または関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 2. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### (会計上の見積りの変更)

当連結会計年度において、鳥取サテライトオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この変更による資産除去債務の減少額4,399千円を変更前の資産除去債務残高より減算しております。

なお、当該見積りの変更により当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が4,399千円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
建物及び構築物	156,281千円	149,305千円
土地	3,344	3,344
計	159,626	152,650

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	41,191千円	43,572千円
長期借入金	253,809	210,237
計	295,000	253,809

※2 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
当座貸越極度額	620,000千円	620,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	520,000	520,000

3. 偶発債務

当社は、株式会社青島文化教材社（以下、「原告」といいます。）より、2021年10月22日付で静岡地方裁判所において訴訟を提起されました。

（1）訴訟の内容及び提起に至った経緯

当社が2015年1月22日に納品した生産管理システムとドキュメント管理システム等に関して、①提案依頼書（RFP）等の成果物の交付がないことを理由として契約の解除を主張し、原状回復義務の履行としての請求、②2015年7月15日付で発注したシステムが完成していないと主張し、当社の債務不履行として損害賠償を請求する調停の申し立てがなされました。2021年10月11日に調停不成立となつたため、2021年10月22日訴訟提起に至つたものであります。

当社としては、今回の原告の請求は根拠のないものと考えております。静岡地方裁判所において訴訟が訴係争中であります。なお、現時点において同訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、当該偶発債務に係る引当金は計上しておりません。

（2）訴訟の目的の価額

25,326千円（うち①3,780千円、②21,546千円）、及び遅延損害金

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結財務諸表【注記事項】（セグメント情報等）に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
役員報酬	122,198千円	119,988千円
給与手当	227,249	190,448
退職給付費用	1,379	1,759
地代家賃	102,853	103,523
貸倒引当金繰入額	3,575	△75
賞与引当金繰入額	11,568	8,693
修繕引当金繰入額	2,566	—

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
研究開発費	—	2,179千円

※4 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
建物及び構築物	1,129千円	—
ソフトウェア	—	218千円

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

用途	場所	種類	金額（千円）
事業用資産	鳥取県	工具、器具及び備品	378
		ソフトウェア	3,402
		その他（無形固定資産）	5,151
		未経過リース料	2,985
		計	11,917
事業用資産	東京都	工具、器具及び備品	266
		ソフトウェア	20,521
		その他（無形固定資産）	12,419
		計	33,206

当社グループは、サービス区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

Bird事業について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれたため、回収可能価額を0円とし、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

DX事業のうち脱炭素関連ソリューションについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスのため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.7%の割引率で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

用途	場所	種類	金額（千円）
事業用資産	鳥取県	ソフトウェア	2,117
		計	2,117
事業用資産	東京都	工具、器具及び備品	205
		ソフトウェア	34,276
		計	34,481
共用資産	鳥取県	建物及び構築物	8,250
		工具、器具及び備品	3,282
		その他（無形固定資産）	334
		計	11,867

当社グループは、サービス区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

Bird事業及びDX事業のうち脱炭素関連ソリューションについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれたため、回収可能価額を0円とし、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、その算定に当っては割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載は省略しております。

共用資産については、鳥取サテライトオフィスの解約の決定等により、当該資産を他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,350	—	—	12,350

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約 権	—	—	—	—	—	1
合計			—	—	—	—	1

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,350	—	—	12,350

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約 権	—	—	—	—	—	1
合計			—	—	—	—	1

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金	999,923千円	1,116,857千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△34,725	△37,725
現金及び現金同等物	965,198	1,079,131

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、社用車（機械装置及び運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
1年以内	104,238	116,855
1年超	16,795	143,431
合計	121,034	260,286

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については金融機関からの借入や社債発行、第三者割当増資により調達しております。また、資金運用に関しては、投資有価証券、短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

長期貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に貸付先の財務状況等を把握しております。

敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式（非上場株式）であり、非上場株式については発行企業体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行企業体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2023年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金 (*3) 貸倒引当金 (*4)	5,565 △5,000 565	565	—
(2) 敷金 (*5)	108,832	97,099	△11,732
資産計	109,397	97,664	△11,732
(3) 長期借入金 (*6)	472,577	468,120	△4,456
負債計	472,577	468,120	△4,456

当連結会計年度（2024年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金 (*3) 貸倒引当金 (*4)	4,100 △4,000 100	100	—
(2) 敷金 (*5)	100,308	87,110	△13,198
資産計	100,408	87,210	△13,198
(3) 長期借入金 (*6)	427,764	427,725	△38
負債計	427,764	427,725	△38

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「リース債務」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
非上場株式	40,900	40,900

(\*3) 長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金が含まれております。

(\*4) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*5) 敷金の連結貸借対照表計上額及び時価には、回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額が含まれております。

(\*6) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度 (2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	999,923	—	—	—
売掛金	317,912	—	—	—
契約資産	168,012	—	—	—
長期貸付金 (*1)	465	100	—	—
合計	1,486,312	100	—	—

(\*1) 長期貸付金のうち、5,000千円については、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

(\*) 敷金については、償還時期が未定のため、上表に含めておりません。

当連結会計年度 (2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,116,857	—	—	—
売掛金	398,146	—	—	—
契約資産	48,590	—	—	—
長期貸付金 (*1)	100	—	—	—
合計	1,563,693	—	—	—

(\*1) 長期貸付金のうち、4,000千円については、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

(\*) 敷金については、償還時期が未定のため、上表に含めておりません。

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	87,316	72,438	70,752	62,442	60,756	118,873
合計	87,316	72,438	70,752	62,442	60,756	118,873

当連結会計年度 (2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	82,434	80,748	72,438	70,752	63,275	58,117
合計	82,434	80,748	72,438	70,752	63,275	58,117

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年8月31日）

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年8月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	—	565	—	565
敷金	—	97,099	—	97,099
資産計	—	97,664	—	97,664
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	468,120	—	468,120
負債計	—	468,120	—	468,120

当連結会計年度（2024年8月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内返済予定の長期貸付金を含む)	—	100	—	100
敷金	—	87,110	—	87,110
資産計	—	87,210	—	87,210
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	427,725	—	427,725
負債計	—	427,725	—	427,725

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等をもとに割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

#### 敷金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（2023年8月31日）

#### 1 その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額40,900千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年8月31日）

#### 1 その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額40,900千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しております。

連結子会社においては、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付に係る負債とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	47,334千円	52,868千円
退職給付費用	7,957	7,077
退職給付の支払額	△2,423	△2,301
退職給付に係る負債の期末残高	52,868	57,644

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度7,957千円 当連結会計年度7,077千円

3. 確定拠出制度

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
確定拠出制度への要拠出額	15,721千円	15,771千円
中小企業退職金共済制度への要拠出額	852	726

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	—	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	発行者
決議年月日	2022年3月7日
付与対象者の区分及び人数	受託者 コタエル信託株式会社 (注) 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,000株
付与日	2022年3月16日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年12月1日～2034年3月15日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	発行者
決議年月日	2022年3月7日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	1,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	発行者
決議年月日	2022年3月7日
権利行使価格（円）	390,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法により算定した価格を用いております。

なお、付与日時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価を記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |                                                  |      |
|--------------------------------------------------|------|
| ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額                           | — 千円 |
| ②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,192千円	3,060千円
減価償却超過額	47,477	49,973
資産除去債務	9,629	7,182
敷金	6,588	8,284
退職給付に係る負債	16,289	17,662
貸倒引当金	2,611	1,218
賞与引当金	15,225	13,759
連結会社間内部利益消去	4,262	1,147
その他	3,004	2,227
繰延税金資産小計	108,280	104,517
評価性引当額	△28,172	△24,335
繰延税金資産合計	80,108	80,182
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△7,154千円	△4,456千円
繰延税金負債合計	△7,154	△4,456
繰延税金資産の純額	72,953	75,725

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.87%	3.89%
住民税均等割等	2.34%	1.37%
評価性引当額の増減	30.80%	△4.10%
法人税額の特別控除額	△7.52%	△3.38%
特定同族会社留保金課税額	4.70%	1.12%
所得税等税額控除	△4.60%	—
過年度法人税等	11.82%	—
中小法人等に対する軽減税率適用による影響	△2.74%	△1.29%
子会社税率差異	2.19%	1.50%
その他	△1.02%	0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	70.30%	29.75%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の本社等オフィスの不動産賃貸借契約に伴う、原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用しております。

なお、一部の賃貸借契約に関連する敷金については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用に計上する方法によっております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は5,380千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は54,914千円であります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	31,401千円
時の経過による調整額	211
期末残高	31,613

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の本社等オフィスの不動産賃貸借契約に伴う、原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用しております。

なお、一部の賃貸借契約に関連する敷金については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用に計上する方法によっております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は5,380千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は49,534千円であります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している当社の資産除去債務について、工事業者から見積りを取得する等の調査の結果、原状回復費用の新たな情報を入手したことに伴い、原状回復費用についての見積りの変更を行いました。この見積りの変更による減少額4,399千円を変更前の資産除去債務残高から減額しております。資産除去債務の残高の推移は次の通りであります。

期首残高	31,613千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,780
時の経過による調整額	147
見積りの変更による減少額	△4,399
期末残高	23,581

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは単一であり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	324,684千円	317,912千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	317,912	398,146
契約資産（期首残高）	89,840	168,012
契約資産（期末残高）	168,012	48,590
契約負債（期首残高）	8,383	25,101
契約負債（期末残高）	25,101	16,145

契約資産は、期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、サービスの提供等について、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは単一であり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発関連 (企業・自治体)	システム開発関連 (建設)	その他	合計
外部顧客への売上高	1,329,527	1,622,492	240,437	3,192,457

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	売上高
鹿島建設株式会社	839,193
株式会社カジマアイシーティ	356,520

(注) 当社グループの報告セグメントは単一であるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発関連 (企業・自治体)	システム開発関連 (建設)	その他	合計
外部顧客への売上高	1,243,502	1,807,731	251,278	3,302,513

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	売上高
鹿島建設株式会社	818,776
株式会社カジマアイシーティ	363,255

(注) 当社グループの報告セグメントは単一であるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの報告セグメントは単一であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	鹿島建設 株式会社	東京都 港区	81,447	建築工事等	(被所有) 直接 10.5	当社サービスの 提供	システム開発・ システム保守	831,612	売掛金	68,053

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、取引の都度、両社協議のうえ、市場価格等を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	鹿島建設 株式会社	東京都 港区	81,447	建築工事等	(被所有) 直接 10.5	当社サービスの 提供	システム開発・シ ステム保守	812,148	売掛金	87,828

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、取引の都度、両社協議のうえ、市場価格等を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり純資産額	4,974.65円	5,240.23円
1株当たり当期純利益	52.67円	265.57円

- (注) 1. 当社は、2024年12月20日開催の株主総会決議により、2025年1月1日付けで普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度（2022年9月1日～2023年8月31日）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。なお、新株予約権は、2024年12月27日に全部放棄されました。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	13,011	65,596
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	13,011	65,596
普通株式の期中平均株式数（株）	247,000	247,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
純資産の部の合計額（千円）	1,228,741	1,294,338
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	1	1
（うち新株予約権）（千円）	( 1)	( 1)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	1,228,740	1,294,337
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数（株）	247,000	247,000

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年12月20日開催の臨時株主総会決議により、2025年1月1日付をもって発行可能株式総数の変更に伴う定款変更及び株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

株式の分割

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるために、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年12月31日を基準日として、同日の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する普通株式1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,350株
今回の分割により増加した株式数	234,650株
株式分割後の発行済株式総数	247,000株
株式分割後の発行可能株式総数	260,000株

③ 分割の効力発生日 2025年1月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	1.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	87,316	82,434	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,539	1,539	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	385,261	345,330	0.4	2026年10月10日～ 2031年5月31日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,539	—	—	2025年8月2日
合計	575,655	529,303	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 1年以内に返済予定の長期借入金のうち39,996千円は無利息であります。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）のうち、2,381千円は無利息であります。

4. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	80,748	72,438	70,752	63,275

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

### 1 【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

該当事項はありません。

### 2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

該当事項はありません。

### 3 【最近日の為替相場】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	<p>取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大坂証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大坂証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>買取手数料 無料（注2）</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	なし

（注1）当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規程する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

（注2）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名または名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名または名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年1月19日	宮崎 隆	千葉県千葉市	前取締役	宮本 徹	東京都大田区	専務取締役	150	7,694,100 (51,294)	前取締役から株式を譲渡したい旨の申し出があつたため

(注) 1. 特別利害関係者等の範囲は次の通りであります。

- (1) 当社の特別利害関係者 …………… 役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

2. 移動価格算定方式は次の通りです。

DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
SPC株式会社（注）1、4	鳥取県鳥取市西町5丁目105番地	100,000	40.4
坂本 哲（注）4、5	鳥取県鳥取市	48,800	19.7
鹿島建設株式会社（注）4	東京都港区赤坂1丁目3番1号	26,000	10.5
株式会社MiYa（注）2、4	東京都大田区中馬込1丁目8番7号	23,000	9.3
宮本 徹（注）4、5	東京都大田区	15,000	6.0
山下 香世（注）4、5	鳥取県鳥取市	9,600	3.8
株式会社山陰合同銀行（注）4、6	島根県松江市魚町10番地	9,000	3.6
株式会社翠山（注）3、4	鳥取県鳥取市興南町126番地2	4,000	1.6
横田 隆（注）4、5	神奈川県横浜市港南区	3,800	1.5
株式会社鳥取銀行（注）4、6	鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地	2,000	0.8
その他		5,800	2.3
計	—	247,000	100.0

- (注) 1. SPC株式会社は、当社の代表取締役である坂本哲氏の資産管理会社であります。  
 2. 株式会社MiYaは、当社の専務取締役である宮本徹氏の資産管理会社であります。  
 3. 株式会社翠山は、当社の取締役である山下香世氏の資産管理会社であります。  
 4. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
 5. 特別利害関係者等（当社取締役）  
 6. 特別利害関係者等（金融商品取引業者等）

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

アクシスＩＴパートナーズ株式会社  
(旧会社名 株式会社アクシス)  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

柴田 焕

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

有岡 昭晃

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクシスＩＴパートナーズ株式会社（旧会社名 株式会社アクシス）の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシスＩＴパートナーズ株式会社（旧会社名 株式会社アクシス）及び連結子会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の2023年8月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上